

第二種特定鳥獣管理計画 「第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画」の概要

1 計画策定の目的及び背景

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、ニホンジカの長期にわたる安定的な存続と農林作物等被害の軽減を目標に、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定める本計画を作成する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)

4 管理が行われるべき区域

愛媛県全域

5 管理の目標

県内において、生息密度の高い東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部の3地域を重点的に管理する。また、自然植生被害の拡大が懸念される石鎚山系についても管理を強化するとともに、他の区域についても一体的に管理して被害区域の拡大を抑制する。

6 数の調整に関する事項

(1) 個体数管理

本計画期間中において、令和8年度までに個体数を平成26年度の半数に近づけるよう年間11,000頭を目標に捕獲に努める。

(2) 個体数管理の方法

- 特例休猟区を設定する。
- 輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟を認める。
- 1日あたりの捕獲数制限を解除する。
- 効果的・効率的な捕獲手法の導入を奨励する。 など

7 生息地の保護及び整備に関する事項

長期的には、計画的な森林管理や耕作地とその周辺の適正管理により、ニホンジカの生息環境の改善、人の活動エリアとの棲み分けを図り、人と共存できる環境づくりを推進する。

8 その他保護管理のために必要な事項

被害防除対策の普及、モニタリング等による調査研究、計画の推進体制の整備を進める。